

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
(介護認定審査会) 第14条 略 <u>2</u> 令第6条第1項の規定に基づき条例で定める委員の任期は、3年とする。 <u>3</u> 略	(介護認定審査会) 第14条 略 <u>2</u> 略

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。